

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

茨城県潮来市長

作成・最終更新日

令和5年6月16日

担当部署

市長公室企画政策課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
1	番号法 ・第7条、第16 条、第17条 住基法 ・第5条、第6 条、第7条、第8 条、第12条、第 12条の4、第1 4条、第22条、 第24条の2、第 30条の6、 第30条の10、 第30条の12	住民基本台帳に関する事務	住基システム 証明書自動交付機 システム 証明書コンビニ交 付システム 中間サーバー 住基ネットCS 申請管理システム	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					市民課
2	番号法第9条第 1項、別表第一 の第16項 行政手続におけ る特定の個人を 識別するための 番号の利用等 に関する法律別 表第一の主務 省令で定める事 務を定める命令 第16条	個人住民税に関する事務	住民税システム 申告受付支援シ ステム 地方税電子申告支 援サービス 課税資料イメージ 管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					税務課
3	番号法第9条第 1項、別表第一 の第16項 行政手続におけ る特定の個人を 識別するための 番号の利用等 に関する法律別 表第一の主務 省令で定める事 務を定める命令 第16条	固定資産税に関する事務	固定資産税システ ム 地方税電子申告支 援サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
4	番号法第9条第1項, 別表第一の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	軽自動車税に関する事務	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					税務課
5	番号法第9条第1項, 別表第一の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	地方税及び県民税の納付管理に関する事務	収納消込システム 総合窓口システム (※1) 統合宛名システム	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					税務課
6	番号法第9条第1項, 別表第一の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	地方税及び県民税の滞納管理に関する事務	滞納整理システム 統合宛名システム	×	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
7	番号法第9条第1項、別表第1第31項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	国民年金に関する事務	国民年金システム 統合宛名システム 総合窓口システム	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					市民課
8	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	国民健康保険の資格管理に関する事務	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け 中間サーバー等 オンライン資格確認 等システム	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					市民課
9	番号法第9条第1項、別表第一の第16、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	国民健康保険税の賦課に関する事務	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
10	番号法第9条第1項, 別表第一の第30項並びに内閣府・総務省令第24条	国民健康保険税の滞納対策に関する事務	国保滞納対策システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	○							廃止	税務課
11	番号法第9条第1項, 別表第一第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	国民健康保険の保険給付に関する事務	国保給付管理システム 統合宛名システム 医療保険者等向け 中間サーバー等 国保情報集約システム 国保総合システム	○	令和5年6月16日	2024年	6月頃	基礎				市民課
12	番号法第9条第1項, 別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	後期高齢者医療に関する事務	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 総合窓口システム	○	令和5年6月16日	2024年	6月頃	基礎				市民課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
13	番号法第9条第1項、別表第一第68項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	介護保険関係事務	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. 特別徴収管理システム 5. 申請管理システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 伝送通信ソフト	○	令和5年6月16日	2024年	6月頃	基礎				高齢福祉課
14	番号法第9条第1項、別表第一第76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	健康増進関係事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年	6月頃	基礎				かすみ保健福祉センター
15	番号法第9条第1項、別表第一の第27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条	就学管理関係事務	就学管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウエア	○							廃止	学校教育課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
16	番号法第9条第1項、別表第一第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	予防接種関係事務	健康管理システム（予防接種） 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム（VRS）	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					かずみ保健福祉センター
17	番号法第9条第2項 ・潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第4条第2項	医療福祉費支給に関する事務	医療費助成システム、 宛名管理システム、 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					市民課
18	番号法第9条第1項 別表第一の第8.94 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8.68条	子ども子育て支援関係事務	子ども子育て支援システム 総合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					子育て支援課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
19	番号法第9条第1項、別表第一第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	児童手当または特別給付の支給に関する事務	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウエア	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					子育て支援課
20	番号法第9条第2項 ・潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第4条第2項	すこやか医療福祉費支給に関する事務	医療費助成システム、 宛名管理システム、 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					市民課
21	行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1第16項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条第4項 ・番号法第19条第2号	県庁業務情報システムに関する事務 ワンストップ特例に関する事務	ワンストップ特例申請システム eLTAX(団体間回送機能)	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					企画政策課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
22	番号法 第9条 第1項、別表第 一の第49項 並びに行政手続 における特定の 個人を識別する ための番号の利用 等に関する法律 別表第二の 主務省令で定め る事務及び情報 を定める命令 第40条	母子保健関係事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子 申請機能(マイナ ポータル) ※子育 てワンストップサ ービスを導入する場 合	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					かすみ保健福祉センター
23	番号法第9条第 1項、別表第一 の93の2項 並びに、行政手 続における特定 の個人を識別す るための番号の 利用等に関する 法律別表第一 の主務省令で定 める事務を定め る命令 第67条 の2	母子保健関係事務	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年 6月頃	基礎					かすみ保健福祉センター
24	番号法第9条第 1項、別表第一 第101項 番号法別表第一 の主務省令で 定める事務を定 める命令 第74 条	母子保健関係事務	特別定額給付金シ ステム 統合宛名システム 中間サーバー	○							廃止	社会福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
25	番号法第9条第1項、別表第一第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	<small>特別定額給付金に関する事務</small>	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー	○	令和5年6月16日	2024年	6月頃	基礎					社会福祉課

(別添1) システム概要図

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム

他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム

ネットワークが論理的に分離しているシステム

ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム